

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条等の規定に基づき、公表します。

平成29 年 1 月

静岡県沼津市

目次

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

(1) 用途ごとの公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

- ① 体育館（一般公共の用に供されるもの） 1
- ② 劇場、観覧場、映画館、演芸場 1
- ③ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 2
- ④ 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに
類するもの 2
- ⑤ 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 3

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

- ⑥ 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 4

(2) 附表1 耐震診断の方法の名称と安全性の評価 6

附表2 記号の説明 8

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

(1) 用途ごとの公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

① 体育館（一般公共の用に供されるもの）

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な耐力の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
					安全性の評価 (I, II, III)	内容	実施時期		
1	沼津市民体育館	沼津市高島本町 1-4 他	体育館	③	$I_s/I_{s0} = 0.29$	$C_{TU} \cdot S_D = 0.23$	建替予定	検討中	U=1.25
						I			

② 劇場、観覧場、映画館、演芸場

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な耐力の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
					安全性の評価 (I, II, III)	内容	実施時期		
1	宝塚ビル	沼津市大手町 5 丁目 8 番地 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 7 番地 1, 2	映画館	⑥	$I_s/I_{s0} = 0.74$	$C_{TU} \cdot S_D = 0.367$	建替え含め 検討中	検討中	遊技場、ボーリング場等あり
						II			

③ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な耐力の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
					安全性の評価 (I, II, III)	内容	実施時期		
1	綿安商店ビル	沼津市大手町3丁目46番地	物販店舗等	⑥	$I_s/I_{s0} = 0.53$	$C_{TU} \cdot S_D = 0.26$	建替え含め 検討中	検討中	貸ホール、事務所、 機械室等あり
						II			
2	イシバシプラザ	沼津市高島本町1番5号	百貨店	②	$I_s/I_{s0} = 1.11$	$C_T \cdot S_D = 0.696$			耐震補強工事実施済
						III			
3	沼津サウスビル(沼津ラクーン)	沼津市大手町三丁目45-4 他16筆	物販店舗等	⑤	$I_s/I_{s0} = 1.00$	$C_T \cdot S_D = 0.49$			遊技場、飲食店、演 芸場等あり 耐震補強工事実施済
						III			

④ 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な耐力の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
					安全性の評価 (I, II, III)	内容	実施時期		
1	桃中軒ビル	沼津市大手町3-1-2	飲食店等	⑥	$I_s/I_{s0} = 0.36$	$C_{TU} \cdot S_D = 0.15$	補強検討中	検討中	遊技場、診療所、物 販店舗等あり
						I			

⑤ 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な耐力の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						安全性の評価 (Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ)	内容	
1	沼津商連会館ビル	沼津市大手町一丁目 664-3	庁舎等	⑦	時刻歴応答解析により確認 Ⅲ			事務所、診療所、飲食店等あり 耐震補強工事実施済
2	静岡県東部総合庁舎	沼津市高島本町1番3号	庁舎	⑦	時刻歴応答解析により確認 Ⅲ			耐震補強工事実施済
3	沼津市役所庁舎	沼津市御幸町 129-1 他	庁舎	①	$I_s/I_{s0} = 1.60$ Ⅲ			議場棟 U=1.25 耐震補強工事実施済
				④	$I_s/I_{s0} = 1.61$ Ⅲ			庁舎棟 U=1.25 耐震補強工事実施済

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

⑥ 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な耐力の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
					安全性の評価 (Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ)	内容	実施時期		
1	暁秀初等学校	沼津市大岡字自由ヶ丘 1979	小学校	③	$I_s/I_{S0} = 1.07$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.79$	Ⅲ			文部科学省基準により $U=1.17$ 耐震補強工事実施済
2	沼津市立第三小学校 南西校舎	沼津市下香貫字下障子 3157 番地の 2	小学校	③	$I_s/I_{S0} = 1.58$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.92$	Ⅲ			$U=1.25$ 耐震補強工事実施済
3	沼津市立香貫小学校 北校舎	沼津市下香貫字猪沼 986	小学校	③	$I_s/I_{S0} = 1.69$ $C_{TU} \cdot S_D = 1.30$	Ⅲ			$U=1.25$ 耐震補強工事実施済
4	沼津市立戸田小学校 校舎	沼津市戸田 883 番地	小学校	③	$I_s/I_{S0} = 1.69$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.66$	Ⅲ			$U=1.25$ 耐震補強工事実施済
5	沼津市立第二中学校 西校舎	沼津市本字千本 1912	中学校	①	$I_s/I_{S0} = 1.28$	Ⅲ			$U=1.25$ 耐震補強工事実施済
6	沼津市立片浜中学校 西校舎	沼津市小諏訪字東通 180	中学校	③	$I_s/I_{S0} = 1.64$ $C_{TU} \cdot S_D = 1.25$	Ⅲ			$U=1.25$ 耐震補強工事実施済

【静岡県沼津市】

7	沼津市立大岡中学校 南校舎	沼津市大岡字鶴田 2110	中学校	③	$I_s/I_{s0} = 1.74$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.78$ III			U=1.25 耐震補強工事実施済
8	沼津市立今沢中学校 南校舎	沼津市東原字下方通 289-1	中学校	③	$I_s/I_{s0} = 1.76$ $C_{TU} \cdot S_D = 1.34$ III			U=1.25 耐震補強工事実施済

※以下に示す構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれが少なく、倒壊するおそれはない。

- I, 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II, 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III, 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{s0} に用いる I_{s0} は、一律 Z(地域指標)=1.0、U(用途指標) =1.0 として算定した。

※「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、(2)附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

(2) 附表1 耐震診断の方法の名称と安全性の評価

※耐震診断の方法は、平成18年国土交通省告示第184号において定められており、それらのうちのいずれかの方法を用いて診断を実施すればよい。
 なお、下記①～⑦の方法は、ア 用途ごとの公表一覧表に記載があるものであり、それ以外の方法は記載を省略している。

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
①	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1977年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$
②	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$
				$1.25 < C_T \cdot S_D$
③	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
④	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1983年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$

⑤	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
⑥	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
⑦	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法		—	—	確認できる

- I, 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II, 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III, 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれが少なく、倒壊するおそれはない。

附表2 記号の説明

※公表一覧表において使用する記号の説明については、以下のとおり。

記号	名称	説明
I_s	構造耐震指標	<ul style="list-style-type: none"> 個々の既存建物が保有する耐震性能を数値で表した指標 構造図面やコンクリート強度試験結果等をもとに、建物が保有する「強度」と「粘り強さ」、「建物形状のバランス」、「経年劣化」をそれぞれ評価して、構造計算により算定する 個々の建設年や構造計画等によって数値は変わる
I_{s0}	構造耐震判定指標	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性能の有無を判定するための指標 全国基準では鉄筋コンクリート造や鉄骨造は一般的に 0.6
$C_T \cdot S_D$ $C_{TU} \cdot S_D$	累積強度指標 (C_T) 終局限界における累積強度指標 (C_{TU}) 形状指標 (S_D)	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造の建物に一定の「強度（堅さ）」を確保するための指標 建物の「粘り強さ」を過剰に評価すると（地震時の倒壊は免れても）外装材の脱落等が生じる危険性が大きくなるため、それを防止するために、一定の「強度（堅さ）」を確保
V_R	構造耐震指標	<ul style="list-style-type: none"> 個々の既存建物が保有する耐震性能を数値で表した指標 建物が倒壊するまでに吸収し得るエネルギー量の大きさを表した指標
V_I	地震入力指標	<ul style="list-style-type: none"> 地震により建物に入ってくるエネルギーの大きさを表した指標 $V_R > V_I$ の場合に、「耐震性あり」と判定される
q	保有水平耐力に係わる指標	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨造の建物に一定の「強度（堅さ）」を確保するための指標
Z	地震地域係数 (地域指標)	<ul style="list-style-type: none"> 建物が建っている地域における歴史地震の被害程度や地震活動度等に応じて国が定める補正係数 ($Z=0.7\sim 1.0$) 静岡は $Z=1.0$ (県構造設計指針により $Z_s=1.2$ に割り増し)
G	地盤指標	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な地盤で地震の揺れが増幅される恐れがある場合、建物に一定の耐震性能を割り増ししておくための補正係数 「がけ地」や「局所的な高台」などの場合に割り増し
U	用途指標	<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点や災害時要援護者が利用する建物で、地震後も継続利用の必要がある場合、建物に一定の耐震性能を割り増ししておくための補正係数
R_t	振動特性係数	<ul style="list-style-type: none"> 地盤種別ごとに、建物の固有周期に対して、入力地震による建物の層せん断力を低減させる係数